

諮問（不）第 22 号
答申（不）第 22 号

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が平成 30 年 6 月 6 日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った保有個人情報不開示決定（公文書不存在）（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

請求人は、平成 30 年 5 月 22 日付けで、長崎県個人情報保護条例（平成 13 年長崎県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 12 条第 1 項の規定により、「28 人第 108 号公文書「平成 28 年 3 月 22 日に実施機関職員が A 事務所を訪問した際のメモ」（以下「本件対象文書」という。）の電磁的記録」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 処分の内容

実施機関は、条例第 18 条第 2 項の規定に基づき、平成 30 年 6 月 6 日付けで、電磁的記録は既に存在しないとの理由により本件処分を行い、請求人に通知した。

3 審査請求

請求人は、平成 30 年 9 月 6 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書によるとおおむね次のとおりである。

- (1) 報酬対価の契約に基づき、A と実施機関の間でやり取りされた業務記録や通知内容は、「組織的に用いるもの」として当然ながら記録保存されるべき業務記録であり、相互間における業務に関する報告内容や通知内容の記録を県が保存する

義務がある。

- (2) これらの電磁的記録は文書の代替記録として用いられている情報記録であり、「組織的に用いられる」情報そのものであることから、電磁的記録の原本データを保存する義務がある。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は弁明書及び審査会における口頭説明によると、おおむね次のとおりである。

1 根拠条項の内容

条例第18条第2項は、実施機関は、開示請求に係る公文書を保有していないときは、開示をしない旨の決定をし、開示請求人に対し、その旨を書面により通知する必要があることを定めたものである。

2 本件処分の検討

本件開示請求に係る公文書については、紙に出力したものが実施機関内で保管され、組織的に保有しているものに当たるのであり、当該公文書に係る電磁的記録は、公文書作成の過程で副次的に作成されたものであって、長崎県文書取扱規程に基づく保存・保管義務のある文書には該当しない。

また、当該電磁的記録は請求時点において現に保有しておらず、存在しない。

3 審査請求の趣旨及び理由に関する部分に対する意見

請求人は、「Aが〇〇の担当〇〇として規則に従い業務を履行した際の報告内容や通知内容の電磁的記録は、文書の代替記録として用いられる情報記録であり、『組織的に用いられる』情報そのものであることから、これらの電磁的記録の原本データを保存する義務が県にはある。」と主張する。

しかしながら、本件電磁的記録は公文書を作成する過程で副次的に作成されたものであり、組織的に保有しておらず、長崎県文書取扱規程に基づく保存・保管義務のある文書には該当しない。また、当該電磁的記録は請求時点において現に保有しておらず、存在しない。

したがって、開示することはできない。

第5 審査会の判断理由

当審査会において、本件対象保有個人情報の有無について請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のように判断する。

1 条例第2条第6号の基本的な考え方について

条例第2条第6号は、公文書について「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定している。

ここで、「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、長崎県個人情報保護条例の解釈及び運用基準によると、「当該文書がその作成又は取得に関与した職員個人段階のものでなく、組織として共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用、保存されている状態のもの（組織共用文書）を意味する。したがって、作成・取得について、職員の個人的検討段階を離れて、課長等の当該事案の決定権限を有する者の了承・認知を得たものについては、決裁・供覧手続の有無にかかわらず、組織的に用いるものに該当する。また、職員が自己の職務の遂行の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写しや、職員の個人的な検討段階にとどまる資料、下書き原稿、メモ類等は、組織的に用いるものには当たらない」とされている。

2 本件対象文書に係る電磁的記録の公文書該当性について

本件対象文書について実施機関に確認したところ、電磁的記録を紙に出力したものに手書きで追記をしたものが、決裁等を経て保管されているということである。その状況に鑑みると、本件対象文書にかかる電磁的記録については、文書を作成する過程で副次的に作成されたものに過ぎず、決裁等を経て保管されているものでもないことから、組織的に用いているとは認められず、公文書に該当するとは言えない。

また、当該電磁的記録は請求時点において現に保有しておらず、存在しないとする実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

3 請求人のその他の主張について

請求人は、審査請求書において種々主張しているが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、実施機関が行った本件処分は妥当である。

よって、前記第1のとおり判断する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
平成 31 年 2 月 1 日	実施機関から諮問書を受理
令和元年 7 月 12 日	審査会（審査）
令和元年 9 月 13 日	審査会（審査）
令和元年 9 月 30 日	答申

答申に関与した長崎県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	役職	備考
池内 愛	弁護士	会長
小林 透	長崎大学副学長	
小松 文子	長崎県立大学シーボルト校情報システム学部 情報セキュリティ学科（教授）	
清水 千恵子	学識経験者	
武藤 智浩	弁護士	